

松戸市ホテル等立地促進補助金

補 助 要 領

受付・お問い合わせ先

経済振興部 商工振興課 企業立地担当室

(書類送付先) 〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

(書類提出窓口) 〒271-0073 千葉県松戸市小根本 7-8 京葉ガス F 松戸第 2 ビル 4 階

TEL : 047-711-6377 (直通) FAX : 047-366-1550

E-mail : mckigyoun@city.matsudo.chiba.jp

1. 事業の目的について

市内において宿泊施設及びコンベンションホールの営業を行う者に対し補助金を交付することによって、これらの施設の立地の促進及び雇用の確保を図り、もって本市の経済振興に資することを目的とするものです。

2. 補助要件

松戸市内において事業を開始する者が、次の補助対象施設を整備（施設の建設・取得・賃借）し、雇用要件を満たした場合を補助対象とします。

補助対象施設・雇用要件

補助対象施設	定 義	雇用要件
ホテル	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定するホテル営業の施設で、客室数が 150 室以上あるもの。	常時雇用者 10 人以上
コンベンションホール	講演会・会議・展示会等を開催するための設備を備えたホールで、床面積が 500 ㎡以上あるもの（当該施設内に調理場を有するものに限る。）（*1）	
コンベンションホール 付きホテル	講演会・会議・展示会等を開催するための設備を備えたホールで、床面積が 500 ㎡以上あるもの（*1）を有するホテル（*2）のうち、客室数が 200 室以上あるもの。	
市長が特に 認める施設	市長がその都度定める施設	

*1 葬儀を主たる使用目的とするもの及び通常レストラン経営の用に供されるものを除きます。

*2 旅館業法第 2 条第 2 項に規定するホテル営業の施設をいいます。

※ 補助対象に該当するかどうかの判断は、上記の定義に該当するかどうかのほか、予算の執行や市の施策の状況によります。立地計画書提出の 1 カ月前までに、松戸市商工振興課窓口にて、計画についてご相談ください。また、あくまで予算の範囲内で補助金を交付いたしますので、予算の状況によっては本要領で定める補助金額の満額を交付できない場合もあります。

【常時雇用者】（以下の全てを満たす者）

- ・ 補助事業者によって直接雇用されていること。
- ・ 期間の定めのない雇用、又は 1 年以上の有期雇用で更新を妨げないものであること。
- ・ 雇用保険被保険者であり、かつ社会保険被保険者であること。

※雇用要件は、各申請年度の実績報告日時点で満たす必要があります。

※補助事業者によって直接雇用されている者のうち、

「常時雇用者以外の雇用者（パートタイム等）であり、松戸市に住民票を有する者」
2 名につき、「常時雇用者」1 名とみなすことが可能です。

※本補助金の活用を検討している事業者は、新規雇用の際に、できる限り松戸市民を優先して雇用するよう努めてください。

3. 補助対象事業者

以下のすべてを満たす者とします。

- ・次の①から⑤に掲げる事業にいずれにも関与していないこと。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請にある者が運営に関与していると認められる事業。
 - ②「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第5条第1項に規定する觀察処分を受けている団体又は当該団体に属する者が運営に関与していると認められる事業。
 - ③「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業。
 - ④宗教活動又は政治活動を目的とする事業。
 - ⑤公序良俗に反する等、市長が不適当と認める事業。
- ・会社法第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4. 補助内容

（1）設備投資に対する補助

類型	補助内容		
		ホテル	コンベンションホール・コンベンションホール付きホテル
所有型 （新たに施設を建築又は取得して整備）	補助対象	新たに取得した土地・建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税	
	補助率	1/2 以内	2/3 以内
	上限額	3,000 万円（1 年度あたり）	
	補助期間	最大 3 年度間	最大 10 年度間
		※操業開始の日以後、初めて対象施設について固定資産税及び都市計画税の納付義務が生じた年度から補助開始	
賃借型 （土地・建物を賃借して整備）	補助対象	新たに賃借した土地・建物の賃借料	
	補助率	1/3 以内	1/2 以内
	上限額	1,000 万円（1 年度あたり）	2,000 万円（1 年度あたり）
	補助期間	最大 3 年間	最大 10 年間
		※操業開始の日から補助開始 （操業開始日が月の途中となる場合、補助開始月・最終月の補助金算定は、日割り計算にて行います。）	

※所有型と賃借型の併用や、途中での類型の変更はできません。

※補助期間の考え方については、9 ページ以降を参照してください。

(2) 雇用奨励補助

類型	補助内容	
		全補助対象施設共通
所有型 又は 賃借型	補助対象	新規常時雇用者 1人当たり3万円/月
	上限額	500万円(1年度あたり)
	補助期間	所有型・賃借型のいずれか選択した補助内容の補助期間に準ずる。

【新規常時雇用者】(以下の全てを満たす者)

- ・補助対象施設に勤務するため、補助事業者によって直接雇用されていること。
- ・期間の定めのない雇用、又は1年以上の有期雇用で更新を妨げないもの。
- ・雇用保険被保険者であり、かつ社会保険被保険者であること。
- ・下記のいずれかの期間要件を満たす松戸市民であること。内に新規採用された本市市民、又は松戸市に住所を移転した転入雇用者であること。
 - 操業開始日の前3か月から後6か月の間に新規採用又は市内に転入していること。
 - 操業開始日の後6か月経過後に新規採用又は市内に転入し、1年間以上継続して雇用していること。

※上記期間に雇用されていても、各年度の実績報告時に退職している場合には、当該年度の補助対象とはなりません。

※月の途中で雇用された者については、採用月の翌月から補助対象とします。

※補助対象が賃借料で、操業開始日が月途中である場合は、補助対象期間の開始月及び終了月の補助額は、日割りで計算するものとします。

★補助金の雇用要件にある「常時雇用者」とは考え方が異なるので、ご注意ください。

(3) 運営費補助

類型	補助内容	
		コンベンションホール・コンベンションホール付きホテルのみ
所有型 又は 賃借型	補助対象	コンベンションホールの運営に係る人件費又は委託料
	補助率	1/2 以内
	上限額	500万円(1年度あたり)
	補助期間	所有型・賃借型のいずれか選択した補助内容の補助期間に準ずる。

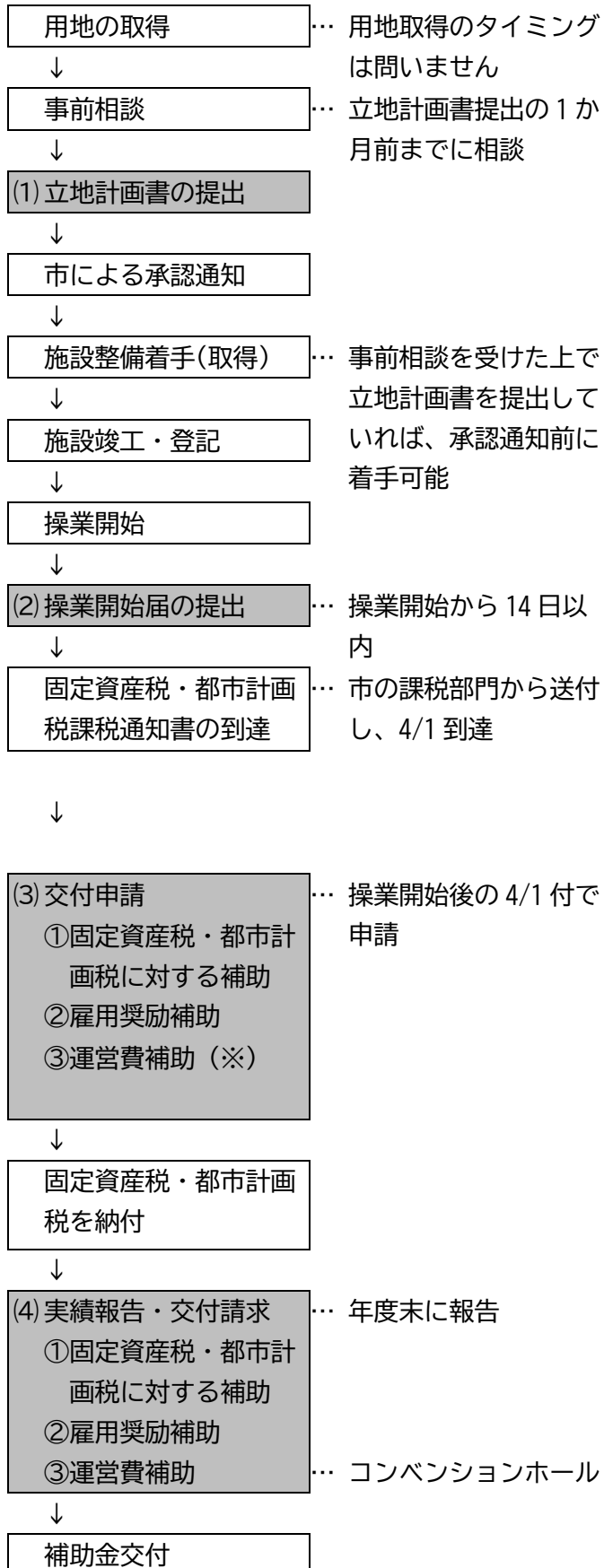
※コンベンションホールでの業務の他に複数の業務に従事する者の人件費は、その者の総給与額を合理的な方法により按分した金額とします。

<注意事項>

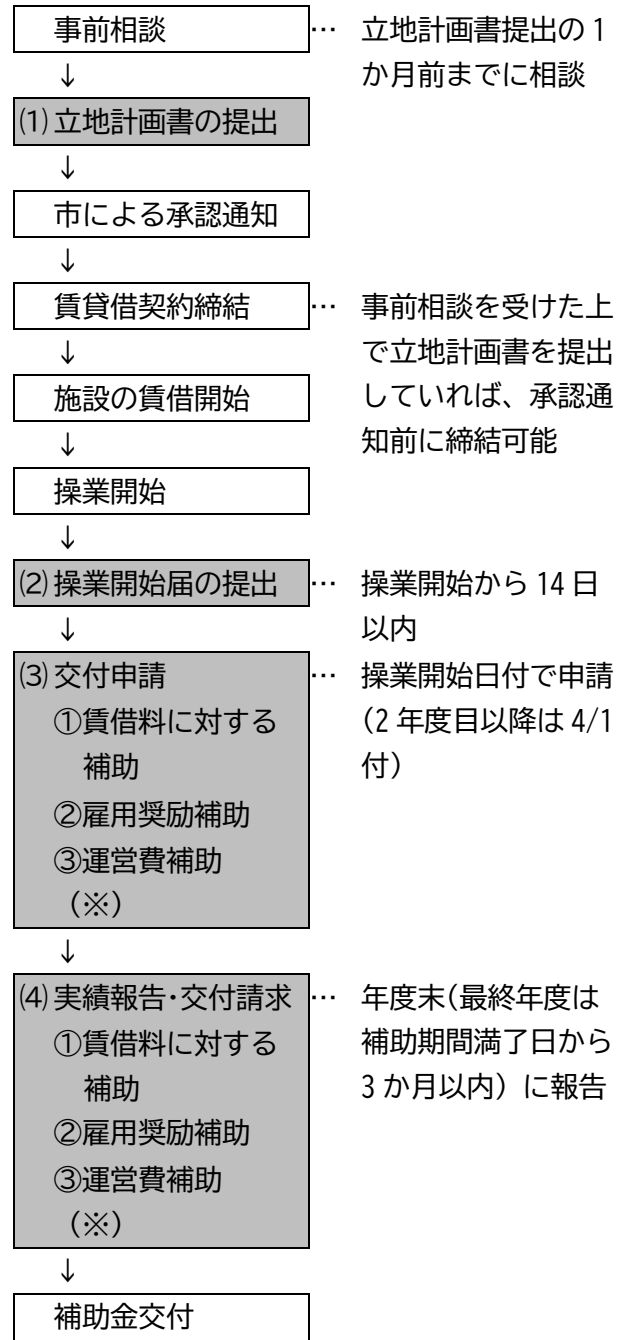
補助期間は、補助金額の満額を当該期間内全ての年度に渡って受けられることを保障するものではありません。申請は年度ごとに行うものとし、各年度において、補助要件を満たしていることが、補助金交付の条件となります。補助要件等に対する申請者の状況や予算の状況如何では、年度により交付する額が変わることもあります。

5. 手続きの流れ・提出書類

<所有型>



<賃借型>



(1) 立地計画書の提出

本補助金の交付を受けるには、立地計画書を市に提出し、当該計画について市の承認を得る必要があります。市は、提出された計画の内容が本補助金の交付要件に沿ったものであるか等の観点から審査を行った上で、承認の可否を決定し、書面で通知します。

※立地計画・事業内容について、立地計画書作成前（1 か月前まで）に必ず、事前相談してください。

① 提出時期

類型	時期
所有型	立地に係る対象施設の建物の建設着手又は取得契約締結の前
賃借型	立地に係る対象施設の賃貸借契約締結の前

※事前相談を受けた上で、立地計画書を提出した後であれば、市による承認通知書の送付を待たずに「建設の着手」、「施設の取得契約締結」、「施設の賃貸借契約締結」をしても差し支えありません。

※土地の取得契約は、立地計画書の提出前でも差し支えないものとします。

② 提出書類 ※様式は市ホームページからダウンロードできます。

書 類	様 式
立地計画書	有
企業概要書 （立地計画書 別紙 1）	
事業概要書 （立地計画書 別紙 2）	
新たに整備する建物、施設の整備場所がわかる資料（地図など）	-

③ その他

- ・立地計画書承認後であっても、その後の計画変更等により交付条件を満たさなくなった場合、承認を取り消すものとします。

(2) 操業開始届の提出

① 提出時期

操業開始日から 14 日以内 ※操業開始後、対象施設について現地確認を実施します。

② 提出書類 ※様式は市ホームページからダウンロードできます。

書 類	様 式
操業開始届	有（第 1 号様式）
事業概要書	有（第 1 号様式 添付書類）
補助対象施設の外観、内覧がわかる資料（写真など）	-

(3) 交付申請

立地計画承認後、下記のとおり交付申請を行ってください。

設備に対する補助（固定資産税等補助、賃借料補助）、雇用奨励補助、運営費補助はそれぞれ別申請となり、運営費補助のみ補助金交付までの流れが異なります。（P4 参照）

（※交付申請は補助期間中の各年度で提出が必要です。）

① 申請時期

類型	年度	申請時期
所有型	初年度	操業開始後最初に課税を受けた年度の4月1日付け
	次年度以降	各年度の4月1日付け
賃借型	初年度	操業開始日付け
	初年度以外	各年度の4月1日付け

② 提出書類 ※様式は市ホームページからダウンロードできます。

書類	様式	提出要否	
		所有型	賃借型
松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書 (固定資産税等補助)	第2号様式(その1)	○	
松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書 (賃借料補助)	第2号様式(その2)		○
松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書 (雇用奨励補助)	第2号様式(その3)	○	○
松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書 (運営費補助)	第2号様式(その4)	※	※
事業概要書	第2号様式(その1)添付書類	○	○
	第2号様式(その2)添付書類		
履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) ※発行から3か月以内の原本	-	○	○
直近の決算書類	-	○	○
納税通知書類の写し	-	○	
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書			
課税資産の内訳(土地・家屋)			
固定資産税(償却資産)納税通知書			
償却資産申告時の提出書類の控え	-	○	
償却資産申告書(償却資産課税台帳) 【第二十六号様式】			
種類別明細書(増加資産・全資産用) 【第二十六号様式別表一】			
賃貸借契約書の写し	-		○
その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出を求めることがあります。		

※運営費補助は、コンベンションホール、コンベンションホール付きホテルのみが対象です。

★注意事項

立地計画の承認を受けていても、以下の場合には交付申請ができません。

- ・立地計画認定から2年以内に、建設の着手又は取得契約を行わない場合。
- ・立地計画認定から5年以内に操業を開始しない場合。

(4) 実績報告

① 申請時期

類型	年度	申請時期
所有型	全年度共通	各年度の3月31日付け
賃借型	最終年度以外	各年度の3月31日付け
	最終年度	補助期間満了日（操業開始日から3年が経過した日）付け

② 提出書類（所有型・賃借型共通）

書類	様式	提出要否	
		所有型	賃借型
松戸市ホテル等立地促進補助金実績報告書 （固定資産税等補助）	第6号様式（その1）	○	
松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書 （賃借料補助）	第6号様式（その2）		○
松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書 （雇用奨励補助）	第6号様式（その3）	○	○
松戸市ホテル等立地促進補助金交付申請書 （運営費補助）	第6号様式（その4）	※	※
事業報告書	第6号様式（その1）添付書類	○	○
	第6号様式（その2）添付書類		
取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産 税及び都市計画税の納税証明書 ※発行から1か月以内の原本	-	○	
賃借料支払証明書 ※賃貸人の押印要	第6号様式（その2）添付書類2		○
雇用者名簿	有	○	○
社会保険加入者リスト （健康保険組合等で管理している者）	-	○	○
新規・常時雇用者の住民票の写し	-	○	○
松戸市企業立地促進補助金交付請求書	第8号様式	○	○
その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出を求めることがあります。		

※運営費補助は、コンベンションホール、コンベンションホール付きホテルのみが対象です。

6. 補助事業者の義務等

本補助金の活用に際しては、以下に記載した事項の他、松戸市ホテル等立地促進補助金交付要綱の規定を遵守していただくことになりますのでご注意ください。

- ・ 補助事業者は、立地計画の承認を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に市の承認を得なければなりません。
- ・ 補助事業者は、操業開始日から起算して5年を経過する日まで、当該立地の計画に係る事業を継続しなければなりません。継続できない場合は、原則として補助金を返還していただくことになります。ただし、事業の休止又は廃止についてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りではありません。
- ・ 補助事業者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部もしくは一部を取り消し、既に交付した補助金については、その全部もしくは一部を返還していただくことになります。

○補助期間の固定資産税・都市計画税を減額する更正を受けたとき。

（ただし、固定資産税・都市計画税に対する補助に限る。）

○市税を滞納したとき。

○操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

○その他、市長が補助措置を講じたことが不適当と認めるとき。

- ・提出された証拠書類等について、不審な点がみられる場合、調査を行う必要があります。

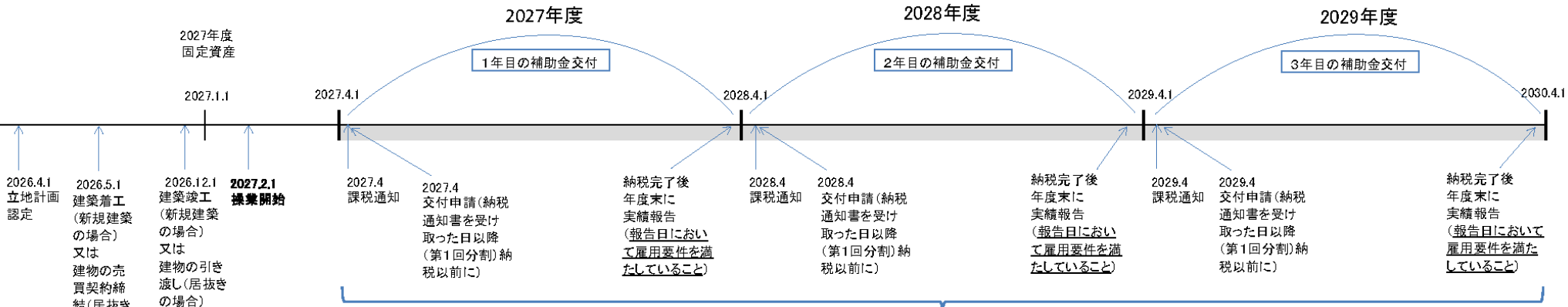
7. その他

- ・補助金は、予算の範囲内で交付します。予算の状況によっては本要領で定める補助金額の一部又は全部を交付できない場合があります。
- ・補助金の支払いは、実績報告後、市が額を確定した後の精算払いとなります。
- ・合併、譲渡、分割その他の理由により補助事業者の事業を承継した場合において、当該施設での事業が継続される場合は、市長の承認を受けることによって補助金の交付を受ける地位の承継が可能です。そのような場合は、事前に松戸市商工振興課にご連絡ください。
- ・固定資産税・都市計画税に対する補助及び土地・施設の賃借料に対する補助については、市や他の機関が助成する他の制度（当該補助事業以外の補助金等）と内容が重複した交付の申請は認められませんのでご注意ください。内容が重複しない他の補助制度との併用を妨げるものではありません。
- ・本制度では、提出いただいた書類の取り扱いが厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしには申請内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

所有型 ケース1

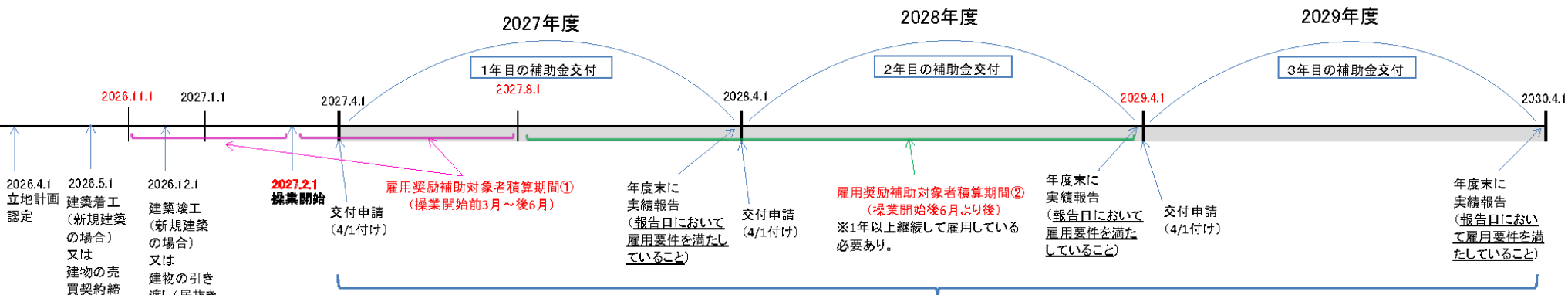
立地計画認定	2026.4.1
建築着工or建物売買契約締結	2026.5.1
建築竣工or建物引き渡し	2026.12.1
操業開始日	2027.2.1

①固定資産税・都市計画税に対する補助



このケースでは、2027～2029年度の3年度に渡って補助

②雇用奨励補助

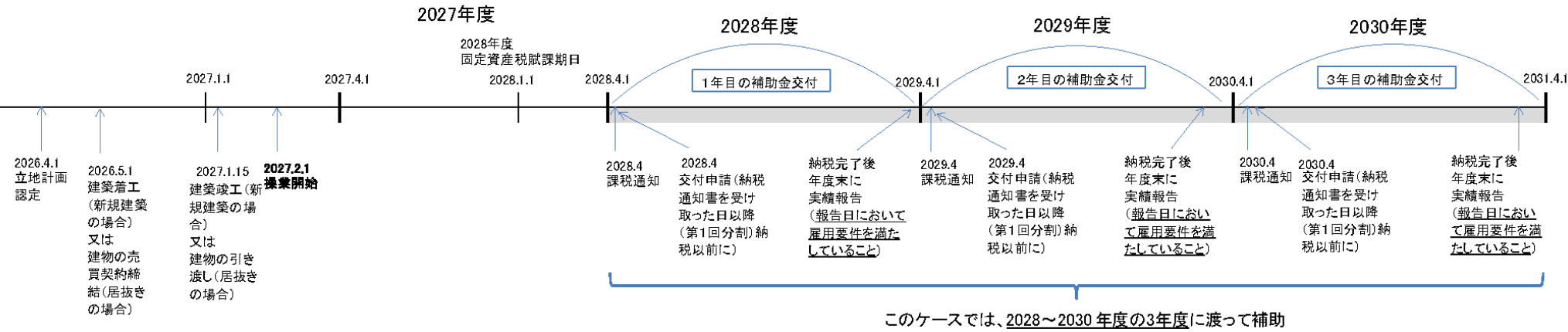


このケースでは、2027～2029年度の3年度に渡って補助

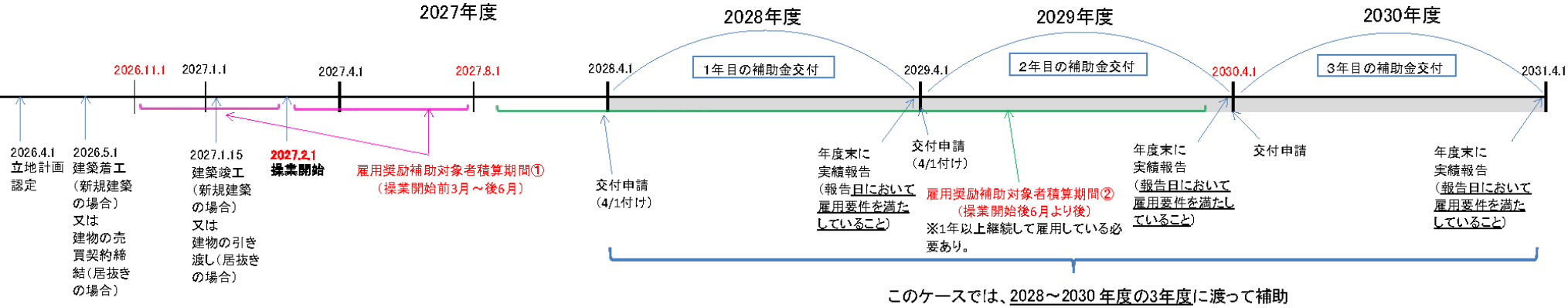
所有型 ケース2

立地計画認定	2026.4.1
建築着工or建物売買契約締結	2026.5.1
建築竣工or建物引き渡し	2027.1.15
操業開始日	2027.2.1

①固定資産税・都市計画税に対する補助



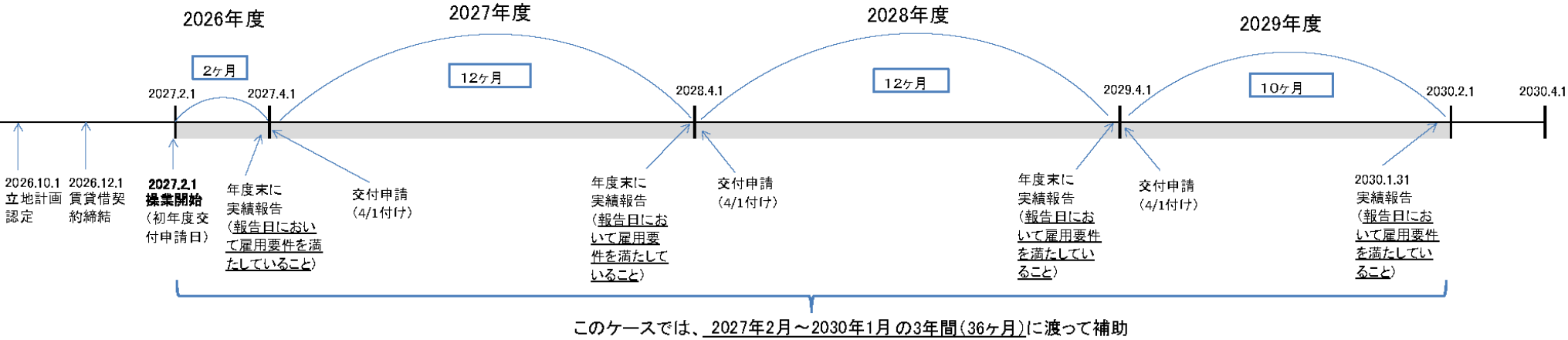
②雇用奨励補助



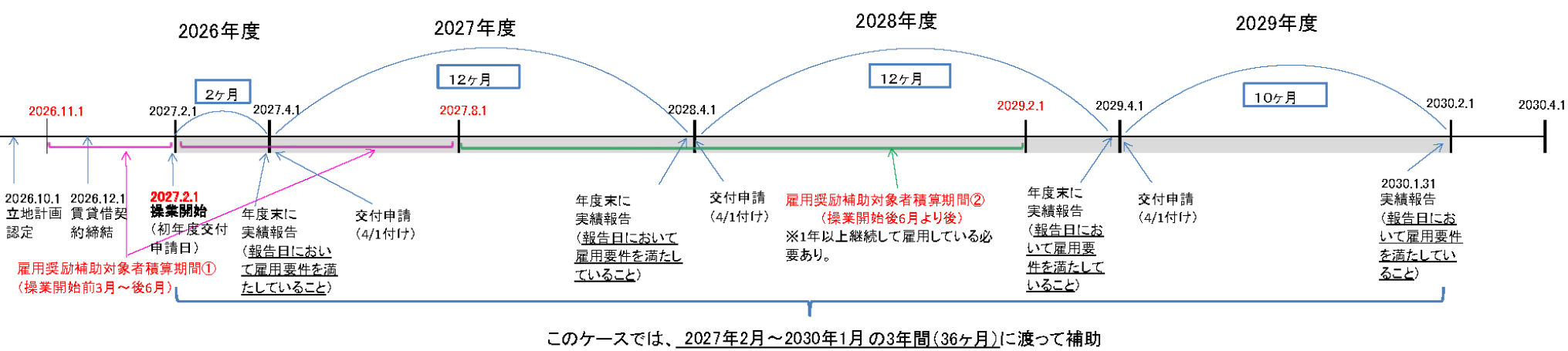
賃借型 ケース1

立地計画認定	2026.10.1
賃貸借契約締結	2026.12.1
操業開始日	2027.2.1

①土地・施設の賃借料に対する補助



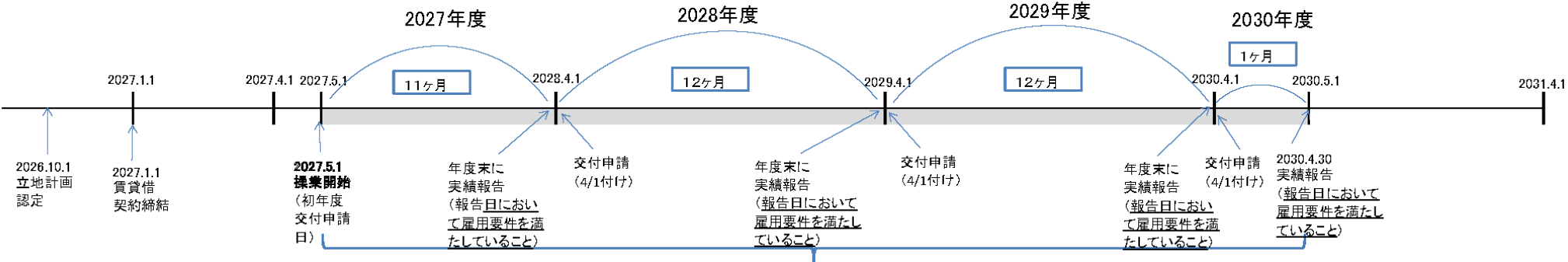
②雇用奨励補助



賃借型 ケース2

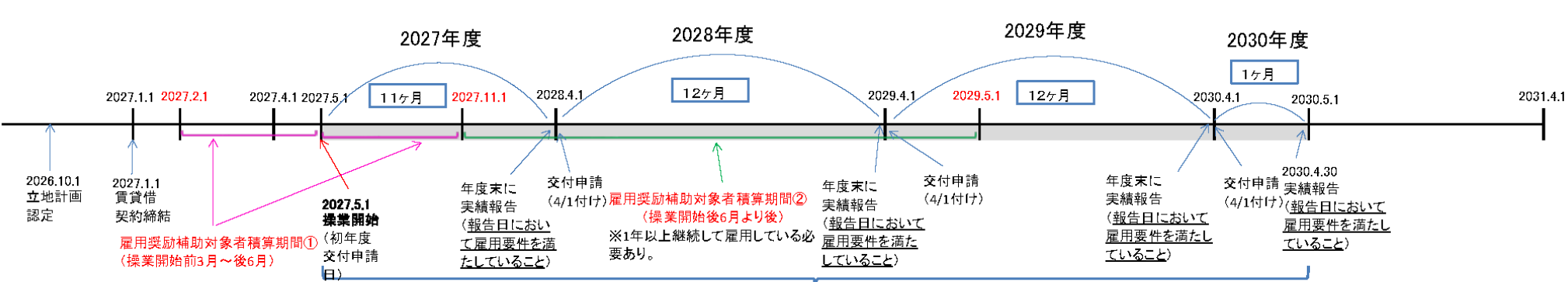
立地計画認定	2026.10.1
賃貸借契約締結	2027.1.1
操業開始日	2027.5.1

①土地・施設の賃借料に対する補助



このケースでは、2027年5月～2030年4月の3年間(36ヶ月)に渡って補助

②雇用奨励補助



このケースでは、2027年5月～2030年4月の3年間(36ヶ月)に渡って補助